

微量 PCB 汚染廃電気機器等の無害化処理認定について 環境省



環境省は、平成 22 年 12 月 10 日に全国で 2 件目となる微量 PCB 汚染廃電気機器等の無害化処理に係る環境大臣認定を光和精鉱株式会社に対して行いました。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、微量ポリ塩化ビフェニル(以下 PCB)汚染廃電気機器等について高度な技術を用いた無害化処理を行い、又は行おうとする者は、環境大臣の認定を受けることができることとされています。この度の認定は、上記事業者からの申請に基づくものです。

(認定取得者)

①申請者の住所、名称、代表者の氏名

東京都中央区日本橋二丁目 16 番 13 号
光和精鉱株式会社 代表取締役社長 古田 雅一

②施設設置場所

福岡県北九州市戸畑区大字中原字先ノ浜 46 番 93

③施設の種類

廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設

④処理を行う廃棄物の種類

- (1) 廃 PCB 等
- (2) PCB 汚染物として紙くず、木くず、廃電気機器(変圧器、コンデンサ、リアクトル、変成器及びアプソバ、絶縁油搬入に用いたドラム缶及びペール缶

⑤処理の方法

焼却(ロータリーキルン式焼却炉及び固定床炉(二次燃焼炉を含む。))

⑥処理能力

- (1) 廃ポリ塩化ビフェニル等 1日当たり 24 立方メートル
- (2) PCB汚染物
 - ・紙くず及び木くず 1日当たり 10トン
 - ・廃電気機器、ドラム缶及びペール缶 1日当たり 10.5トン

当社では、絶縁油中の PCB 分析について多くのお客様からご依頼を頂き、多検体、短納期の体制で行っておりますので、是非お任せ下さい。

資料 2010 年 12 月 13 日付 環境省報道発表資料

クロマト分析箇所 神村悠介